

平成 31 年（2019 年）10 月 1 日以後に行われる資産の譲渡等に  
適用される消費税率等に関する経過措置の取扱い Q & A  
【基本的な考え方編】

平成 30 年 10 月  
国税庁消費税室

### 3 電気料金等の税率等に関する経過措置

(電気料金等の税率等に関する経過措置の概要)

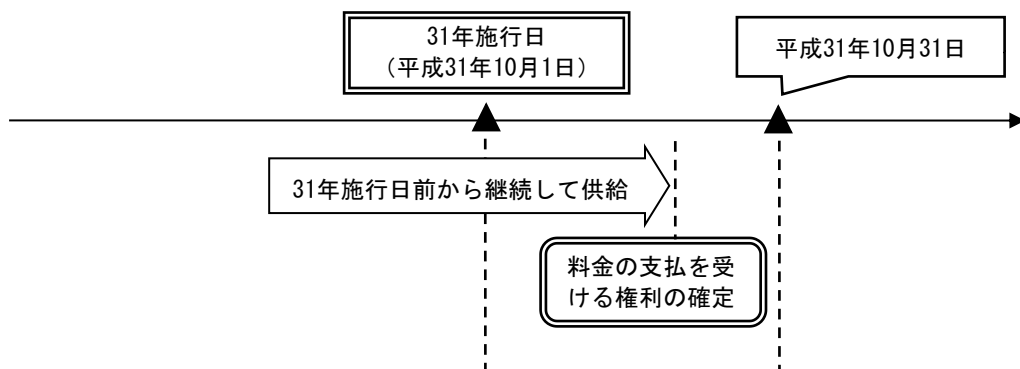
問11 電気料金等の税率等に関する経過措置の概要を教えてください。

【答】

事業者が継続的に供給し、又は提供することを約する契約に基づき、31年施行日（平成31年10月1日）前から継続して供給し、又は提供する電気、ガス、水道水及び電気通信役務等で、31年施行日から平成31年10月31日までの間に料金の支払を受ける権利が確定するもの（平成31年10月31日後に初めて料金の支払を受ける権利が確定するものにあつては当該確定したもののうち一定部分に限ります。）については、旧税率（8%）が適用されます（改正法附則5②、16①）。

この経過措置の対象となるのは、次に掲げる課税資産の譲渡等のうち、検針その他これに類する行為に基づき料金の支払を受ける権利が確定するものです（改正令附則4②）。

- ① 電気の供給
- ② ガスの供給
- ③ 水道水又は工業用水の供給及び下水道を使用させる行為
- ④ 電気通信役務の提供
- ⑤ 熱供給及び温泉の供給
- ⑥ 灯油の供給



(平成31年10月31日後に初めて料金の支払を受ける権利が確定する場合)

問17 当市では、水道料金の確定に当たって、2か月に1回検針を行っていますが、例えば、平成31年9月26日(前回検針日)後の使用量について平成31年11月26日に検針し、使用量及びそれに応じた水道料金が確定した場合、電気料金等の税率等に関する経過措置の適用関係はどのようになりますか。

【答】

事業者が継続的に供給し、又は提供することを約する契約に基づき、31年施行日(平成31年10月1日)前から継続して供給し、又は提供する電気、ガス、水道水及び電気通信役務等で、平成31年10月31日後に初めて料金の支払を受ける権利が確定するものにあつては、当該確定した料金のうち、次の算式により算出した部分について旧税率(8%)が適用されます(改正法附則5②、16①、改正令附則4③④)。

$$\text{経過措置の対象となる部分} = \text{31年施行日以後初めて支払を受ける権利が確定する料金} \times \frac{\text{前回確定日}^{\ast 1} \text{から平成31年10月31日までの期間の月数}^{\ast 2}}{\text{前回確定日}^{\ast 1} \text{から31年施行日以後初めて料金の支払を受ける権利が確定する日までの期間の月数}^{\ast 2}}$$

※1 前回確定日とは、その直前の料金の支払を受ける権利が確定した日をいい、当該確定した日がない場合には、電気等の供給を開始した日をいいます。

※2 月数は暦に従って計算し、1月に満たない端数を生じたときは1月とします。

したがって、照会の場合、平成31年11月26日の検針により確定した料金を、「前回確定日(平成31年9月26日)の翌日から起算して31年施行日以後初めて料金の支払を受ける権利が確定する日(平成31年11月26日)までの期間の月数(2月)」で除し、これに、「前回確定日の翌日から起算して平成31年10月31日までの期間の月数(2月)」を乗じて計算した金額に係る部分、すなわち、平成31年11月26日の検針により確定した料金の全額について、旧税率(8%)が適用されることとなります。

【計算の詳細】

前回確定日：平成31年9月26日

31年施行日以後初めて料金の支払を受ける権利が確定する日：平成31年11月26日

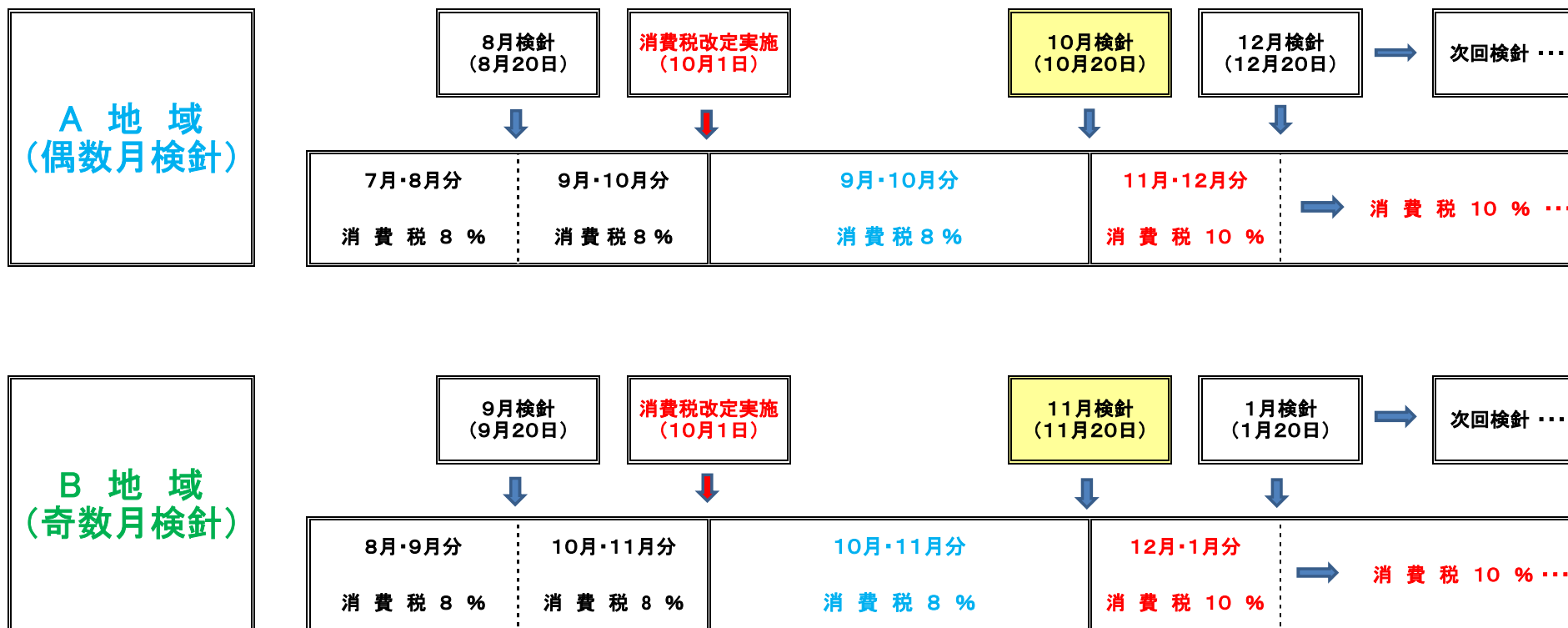
① 「前回確定日から31年施行日以後初めて料金の支払を受ける権利が確定する日までの期間の月数」【分母】

平成31年9月26日から平成31年11月26日までの期間の月数

起算日：平成31年9月27日(前回確定日の翌日)

応当日の前日の数：平成31年10月26日、平成31年11月26日 → 2月

# 令和元年(2019年)10月 消費税改定にかかると水道料金・下水道使用料徴収フロー



# 消費税率改定にかかるお知らせ

令和元年(2019年)10月1日に消費税率が改定されます。

水道料金及び下水道使用料、水道新規加入申込金は、消費税の課税対象となっており、10月1日から新税率が適用されます。

水道料金、下水道使用料については、新税率の適用にあたり、継続供給契約に基づくものとして経過措置が認められていますので、その内容についてお知らせします。

## 令和元年 水道料金・下水道使用料の取り扱いについて（経過措置）

10月20日検針(9・10月分)に基づく水道料金・下水道使用料にかかる消費税率は8%の適用となります。



石部口・石部北・石部西・宝来坂・雨山  
丸山・石部緑台・西寺・岡出・柑子袋・三雲  
平松・平松北・中央・針・吉永・夏見  
岩根(花園・東・西)・岩根中央・朝国・正福寺  
東寺(一部)・石部中央(一部)・宮の森(一部)  
石部南(一部)・石部東(一部)・水戸町(一部)

消費税率	8%		10%			
	8/20	10/20	12/20	2/20	4/20	6/20
検針日 (基準日)	8/20	10/20	12/20	2/20	4/20	6/20
水道使用月	7・8月	9・10月	11・12月	1・2月	3・4月	5・6月
水道期別	3	4	5	6	1	2
水道料金 支納期 払限	9/30	12/2	1/31	3/31	6/1	7/31
下水道期別	4	5	6	1	2	3
下水道料 支納期 払限	10/31	12/25	3/2	4/30	6/30	8/31

※10月検針の上・下水道料金が消費税率経過措置の適用を受けます。

# 消費税率改定にかかるお知らせ

令和元年(2019年)10月1日に消費税率が改定されます。

水道料金及び下水道使用料、水道新規加入申込金は、消費税の課税対象となっており、10月1日から新税率が適用されます。

水道料金、下水道使用料については、新税率の適用にあたり、継続供給契約に基づくものとして経過措置が認められていますので、その内容についてお知らせします。

令和元年 水道料金・下水道使用料の取り扱いについて（経過措置）

11月20日検針(10・11月分)に基づく水道料金・下水道使用料にかかる消費税率は8%の適用となります。



石部東・石部中央・石部南・宮の森・東寺  
菩提寺地域・北山台・サイドタウン・近江台  
下田・岩根（ワンワン山・ひばりが丘・大谷）  
水戸町・大池町・高松町・日枝町・西峰町  
小砂町・若竹町・梅影町

消費税率	8%		10%			
	検針日 (基準日)	9/20	11/20	1/20	3/20	5/20
水道使用月	8・9月	10・11月	12・1月	2・3月	4・5月	6・7月
水道期別	4	5	6	1	2	3
水道料金 支納期 金払限	10/31	12/25	3/2	4/30	6/30	8/31
下水道期別	4	5	6	1	2	3
下水 使支 納期 料払 限	12/2	1/31	3/31	6/1	7/31	9/30

※11月検針の上・下水道料金が消費税率経過措置の適用を受けます。